

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	新宿区産後ケア事業（ショートステイ型及びデイサービス型）に係る業務の委託について（情報項目の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課、牛込保健センター、
四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター）

事業の概要

事業名	新宿区産後ケア事業（ショートステイ型及びデイサービス型）
担当課	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
目的	産婦の身体的回復と心理的な安定をサポートし、母子の愛着形成を促すことで産後うつ予防、虐待予防を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。
対象者	出産後1年を経過しない産婦及び乳児（区内在住）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和元年12月に母子保健法の一部を改正する法律が施行され、出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」について、各市区町村に実施の努力義務が規定された。</p> <p>区においても、母子とその家族における健やかな育児の支援のために、令和3年度より病院を支援施設としてショートステイ型（宿泊によるケア）の事業を開始（令和2年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済）し、令和4年度からは助産院を支援施設に追加（令和3年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済）している。令和5年度からは新たにデイサービス型（宿泊を伴わないケア）及びアウトリーチ型（訪問によるケア）の事業を開始（令和5年度第1回個人情報保護管理運営会議了承済）している。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>本事業における利用予約は、利用希望者と委託先の間で行っているが、利用希望者と電話がつながりづらい場合、利用日の調整に時間を要している。また、令和6年4月に追加を予定している支援施設では、利用日の調整に電子メールを用いている。利用希望者の利便性向上を図るとともに、効率的な利用日の調整に資するため、委託事業者処理させる情報項目にメールアドレスを追加する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) ショートステイ型 延べ316名</p> <p>(2) デイサービス型 延べ50名</p> <p>※個人情報の流れは、資料89-1のとおり</p>

件名 新宿区産後ケア事業(ショートステイ型及びデイサービス型)に係る業務の委託について(情報項目の追加)

※太字ゴシック(下線)が令和3年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
登録業務の名称	新宿区産後ケア事業(ショートステイ型及びデイサービス型)
委託先	契約医療機関及び助産院
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《出産後1年を経過しない産婦及び乳児に係る情報項目》</p> <p>利用者番号、氏名、生年月日、国籍、住所、電話番号、<u>メールアドレス</u>、夫(パートナー)の氏名・生年月日・職業・国籍、妊娠週数、単胎・多胎、出産予定日、分娩歴、家族状況、妊娠中の状況、出産予定医療機関、申請理由、産後のサポート体制として予定していること、産後ケア事業を利用する場合受けたサービス、自己負担額軽減要件、自己負担区分、乳児の氏名、乳児の生年月日、利用期間、産後ケアの内容、産後ケア実施内容、保健師への引継ぎ事項、妊娠中の心身の状況、子育て支援の環境、ケアに必要な問診への回答内容</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(CD-R等及び委託先のパソコン)
委託理由	産後ケアの提供には、専門的な知識やノウハウ及び場所が必要であり、産科医療機関等での実施が適切と判断されるため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用予約受付(区への利用者情報の照会及び利用者との利用日の調整含む) 2 産後ケア(母親の身体的・心理的ケア、乳房ケア、育児手技の指導等)の提供 3 指導票及び事業報告書の作成・提出
委託の開始時期及び期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり